

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊24)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○福岡市モーターボート競走電話投票実施規則の一部改正 (第44号) ……………		1
○福岡市企業立地促進条例施行規則の一部改正 (第45号) ……………		3
○福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部改正 (第46号) ……………		5
○福岡市交通局における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (第47号) ……………		7

規 則

福岡市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第44号

福岡市モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走電話投票実施規則 (平成 6 年福岡市規則第60号) の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条—第30条」を「第17条—第28条」に、「第31条—第35条」を「第29条—第33条」に改める。

第 1 条中「電気通信回線等を経由した電話機その他の」を「インターネット回線網を経由した」に改める。

第 4 条中「次のとおり」を「インターネット回線網を介して舟券の購入内容を直接入力する方式」に改め、同条各号を削る。

第 6 条第 2 項を削る。

第 7 条第 2 項中「申込者は」を「電話投票契約を申し込もうとする者 (以下この項において「申込者」という。) は」に改める。

第10条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 電話番号

(4) メールアドレス

第10条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第11条を次のように改める。

(指定口座の開設等)

第11条 加入者は、指定銀行（市長が指定する銀行をいう。以下同じ。）に普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

第12条第1項中「有担保方式及び無担保方式の加入者は、舟券の購入代金を指定口座又は電話投票専用口座から市に納付するため、預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）」を「加入者は、舟券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）を普通口座から市の預金口座（以下「市口座」という。）へ振り替えるため、預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第13条を削る。

第14条中「次の各号のいずれかに該当する」を「加入者が第11条及び前条第1項の規定による手続を完了し、かつ、指定銀行が同条第2項の規定による手続を完了した」に改め、同条各号を削り、同条を第13条とする。

第15条第2号から第5号までを削り、同条第6号中「指定口座、電話投票専用口座若しくは出金口座又は」を削り、同号を同条第2号とし、同条第7号から第10号までを4号ずつ繰り上げ、同条を第14条とする。

第16条の見出し中「利用の停止」を「入金限度額設定」に改め、同条第1項中「電話投票の利用の停止の」を削り、「電話投票の利用を停止することができる」を「入金限度額（1日に市口座へ振り替えることができる購入予定金額の上限額をいう。次項において同じ。）を設定（以下「入金限度額設定」という。）するものとする」に改め、同条第2項中「電話投票の利用の停止となった」を「入金限度額設定を申請した」に改め、「電話投票の利用の停止の解除の」を削り、「電話投票の利用の停止を解除することができる」を「入金限度額設定の解除又は入金限度額を変更するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める日までの間は、当該加入者は、入金限度額設定の解除又は入金限度額の増額を申請することができない。

第16条第3項を削り、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

第3章中第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第21条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「発売日における特別無担保方式の加入者の舟券の購入限度額」を「舟券の発売日（以下「発売日」という。）における加入者の舟券の購入限度額（1回の電話投票に係る購入限度額をいう。以下この条において同

じ。)」に改め、同項第2号中「次条第3項」を「次条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を同条第2項とし、同条を第20条とする。

第22条の見出しを「(振替の指定)」に改め、同条第1項を次のように改める。

加入者は、前条第1項に規定する購入限度額の範囲内において任意の金額を、1日の購入回数を限度として市長が別に定める回数の範囲内において、市口座から普通口座へ振り替えるよう指定することができるものとする。

第22条第2項及び第3項を削り、同条を第21条とする。

第23条第1項を削り、同条第2項中「指定端末方式を利用する加入者から」を「加入者から受付ウェブサイトのアドレスを通じて」に改め、「連勝式番号の組」の次に「(二連勝単式番号、普通二連勝複式番号、拡大二連勝複式番号、三連勝単式番号又は三連勝複式番号の組をいう。以下同じ。)」を加え、「指定端末に」を「端末機に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「インターネット方式を利用する加入者から」を「加入者からパソコン用受付ウェブサイトのアドレスを通じて」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第22条とする。

第24条を第23条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

第28条第1項中「第23条」を「第22条」に、「次の各号に掲げる発売金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする」を「当該加入者が市口座に振り替えた購入予定金額から収納する」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条を第27条とする。

第29条第1項中「第25条」を「第24条」に改め、「有担保方式及び無担保方式の加入者についてはその全額を指定口座又は電話投票専用口座に、特別無担保方式の加入者については」を削り、同項ただし書中「開催日が指定銀行の休業日である場合、開催日」を「開催日」に改め、「(特別無担保方式に係る払戻金及び返還金に限る。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第28条とする。

第30条を削る。

第4章中第31条を第29条とする。

第32条中「第25条」を「第24条」に改め、同条を第30条とし、第33条から第35条までを2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第45号

福岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市企業立地促進条例施行規則（平成24年福岡市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「（以下「新設等」という。）」を削り、同条第10号イ中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

第3条中「対象となる新設等」を「対象となる事業」に、「機能に係る新設等」を「機能に係る新設、移転又は施設提供（以下「新設等」という。）」に改める。

第5条第1項第1号中「又は建物の売買契約若しくは」を「（新たに土地及び建物を所有して行う新設等であって、当該土地取得額及び建物等取得額について投資助成を受けようとする場合に限る。）」、建物の売買契約を締結する日又は」に改める。

第11条第3項第7号才及び第8号イ中「及び第8項」を「から第9項まで」に改める。

別表第2備考第8項中「有してない」を「有していない」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 9 この表に定めるもののほか、システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う企業が行う新設にあっては、1,000万円を限度として、当該研究開発の事業の用に供する設備の導入に係る経費の額に0.5を乗じて得た額を当該新設に係る立地交付金の額に加えるものとする。

別表第3中	新たに建物を賃借して行う新設であって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 事務所等の延床面積が60平方メートル以上であること。 (2) 当該事務所等において常用雇用者が3人以上いること。	を	「新たに建物を賃借して行う新設であって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 事務所等の延床面積が60平方メートル以上であること。ただし、システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う場合は、この限りでない。 (2) 当該事務所等において常用雇用者が3人（システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う場合にあっては、1人）以上いること。」	に
-------	---	---	---	---

改め、同表備考に次の1項を加える。

- 9 この表に定めるもののほか、システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う企業が行う新設にあっては、1,000万円を限度として、当該研究開発の事業の用に供

する設備の導入に係る経費の額に0.5を乗じて得た額を当該新設に係る立地交付金の額に加えるものとする。

別表第4知識創造型産業、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業、グローバルビジネス、物流関連業、都市型工業、その他市長が認めるものの部福岡市民の正社員の項中「研究員」の次に「、システムLSI設計等の半導体に関する研究開発の事業の用に供する事務所又は施設において雇用される者（当該研究開発に従事する者に限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福岡市企業立地促進条例施行規則の規定による支援措置を受けている事業者及び当該支援措置を受けるために必要な申請を行っている事業者に係る取扱いについては、この規則による改正後の福岡市企業立地促進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第46号

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和47年福岡市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和47年福岡市条例第57号」を「昭和47年福岡市条例第55号」に改める。

第3条の見出し中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同条第2項中「第7条第2項第2号」を「第7条第2項第3号」に、「に掲げる台数から第2号に掲げる台数」を「又は第2号に掲げる区分に応じ当該各号に定める台数から第3号又は第4号に掲げる区分に応じ当該各号に定める台数」に改め、同項ただし書中「に掲げる台数と第2号に掲げる台数」を「又は第2号に掲げる区分に応じ当該各号に定める台数と第3号又は第4号に掲げる区分に応じ当該各号に定める台数」に、「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同項第1号中「に100分の1」を「が200台以下のとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の2」に改め、同項第2号中「この」を削り、「に100分の1」を「が200台以下のとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の2」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 増築又は大規模の修繕等をした後の建築物を新築したものとみなして条例第 3 条第 1 項の規定を適用した場合に設けなければならないこととなる駐車施設に収容すべき自動車の台数が200台を超えるとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の 1 を乗じて得た台数（当該台数に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数）に 2 を加えた台数

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物を新築したものとみなして条例第 3 条第 1 項の規定を適用した場合に設けなければならないこととなる駐車施設に収容すべき自動車の台数又は増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物について条例の規定により設けなければならなかつた駐車施設に収容すべき自動車の台数のいずれか多い台数が200台を超えるとき 当該収容すべき自動車の台数に100分の 1 を乗じて得た台数（当該台数に 1 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数）に 2 を加えた台数

第 4 条第 1 項第 1 号ただし書中「ただし」の次に「、市長が認めた場合は」を加え、同項第 2 号アに次のただし書を加える。

ただし、駐車施設のうち駐車用の供する部分の面積が500平方メートル未満の場合は、車路の幅員は4.0メートル以上（一方通行の場合及び自動車同士がすれ違うことができる構造の部分が設けられ、かつ、他の自動車の出入りを確認することができる場合にあつては、3.0メートル以上）であること。

第 4 条第 1 項第 3 号中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改める。

第 4 条の 3 第 2 項中「40パーセント」を「60パーセント」に改める。

第 5 条第 1 項中「又は報告を」を「、報告又は届出を」に改め、「様式の」を削り、「又は報告書」を「、報告書又は届出書」に改め、同条第 2 項中「又は」を「若しくは」に改め、「したとき」の次に「又は届出を受理したとき」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 別表（い）欄に掲げる申請書、報告書又は届出書並びに同表（え）欄に掲げる書類の様式については、市長が別に定める。

第 6 条中「様式第 6 号」を「様式」に改める。

別表（い）の欄中「（様式第 1 号）」、「（様式第 3 号）」及び「（様式第 5 号）」を削り、同表（え）の欄中「（様式第 2 号）」及び「（様式第 4 号）」を削り、同表に次のように加える。

条例第10条の2 第2項の規定による 既存建築物における 駐車施設等の特例につ	(振替・緩和) 届出書	当 該 建 築 物	配置図	縮尺、方位、敷地境界 線、敷地内における建 築物の位置、敷地が接 する道路の位置及び幅 員	(振替・ 緩和)届 出受理書
--	----------------	-----------------------	-----	---	----------------------

いての届出		駐 車 施 設	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
-------	--	------------------	-----	---

別記様式第 1 号から様式第 5 号までを削り、別記様式第 6 号を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日から起算して 6 月を経過した日以後に、増築又は大規模の修繕等（福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 47 年福岡市条例第 55 号）第 3 条第 2 項に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手した建築物について適用し、同日前に増築又は大規模の修繕等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。

福岡市交通局における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 47 号

福岡市交通局における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

福岡市交通局における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和 49 年福岡市規則第 131 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号イ中「施設車両部」を「施設部」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

